調査計画

1　調査の名称（■特定一般統計調査　□その他の一般統計調査）

野生鳥獣資源利用実態調査

2　調査の目的

野生鳥獣の処理実態とともに、食肉利用等に係る市場規模の算出等に必要なデータを把握し、鳥獣被害防止対策の一環として取り組まれる野生鳥獣の食肉等への利活用の推進に向けての施策の的確な立案や推進のための基礎資料を整備することを目的に実施する。

3　調査対象の範囲

（1）地域的範囲（■全国　□その他）

（2）属性的範囲（□個人　□世帯　■事業所　□企業・法人・団体　□地方公共団体　□その他）

ア　野生鳥獣資源利用実態調査票（食肉処理業者用）

食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、食肉処理業の許可を有する食肉処理施設のうち、野生鳥獣の食肉処理（愛がん動物用飼料（以下「ペットフード」という。）、皮革等向けの処理を含む。以下同じ。）を行っている施設

イ　野生鳥獣資源利用実態調査票（ペットフード製造業者用）

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。）第９条の規定に基づき、愛玩動物用飼料製造業者届を提出した事業者のうち、野生鳥獣を利用してペットフードの製造を行っている事業者（注1）

（注１）アに該当する施設を除く。

4　報告を求める個人又は法人その他の団体

（1）報告者数

ア　野生鳥獣資源利用実態調査票（食肉処理業者用）

約1,000施設（注2）

イ　野生鳥獣資源利用実態調査票（ペットフード製造業者用）

約2,300事業者（注2）

（注２）調査対象候補者名簿整備後、報告を求める者の数が確定する。

（2）報告者の選定方法（■全数　□無作為抽出（□全数階層あり）　□有意抽出）

ア　野生鳥獣資源利用実態調査票（食肉処理業者用）

前年の調査対象候補者名簿を基に、都道府県、保健所設置市及び特別区へ情報収集を行い、厚生労働省が食品衛生法に基づき保有している野生鳥獣肉を処理する食肉処理施設の名称及び所在地によって補完・作成した調査対象候補者名簿を母集団とし、野生鳥獣の食肉処理を行っている食肉処理施設の全てを対象とする。

イ　野生鳥獣資源利用実態調査票（ペットフード製造業者用）

行政記録情報（ペットフード安全法第９条の規定に基づく愛玩動物用飼料製造業者届）を基に、事業者へ情報収集を行い、補完・作成した調査対象候補者名簿を母集団とし、野生鳥獣を利用してペットフードの製造を行っていること（野生鳥獣を利用してペットフードの製造を行う意向を含む。）が把握できた事業者の全てを対象とする。

5　報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

（1）報告を求める事項

ア　野生鳥獣資源利用実態調査票（食肉処理業者用）

（ア）食肉処理施設の概要

a　法人番号

b　年間処理能力

c　施設の経営状況

d　金属探知機の有無

e　休業の有無

f　年間稼働日数

g　年間従事者数及び専従者数

（イ）食肉処理施設の処理実績

a　イノシシ、シカ別の１頭当たりの仕入金額

b　鳥獣種別の捕獲場所の都道府県名、解体頭・羽数、イノシシ、シカ別の搬入時の体重

c　鳥獣種別の捕獲方法割合

d　廃棄物処理量及び廃棄物処理経費

（ウ）食肉処理施設の販売実績等

a　鳥獣種別・形態等別の販売金額及び販売数量

b　鳥獣種別の販売先数量割合

c　鳥獣種別の加工販売の販売金額及び加工仕向け食肉数量

d　鳥獣種別の調理販売の販売金額及び調理仕向け食肉数量

e　鳥獣種別の自家消費仕向け食肉数量

ｆ　鳥獣種別の解体処理請負金額及び解体処理のみを請け負って依頼者へ渡した食肉数量

ｇ　食肉以外の製品別の販売金額及び仕向け・販売数量

〔集計しない事項の有無〕　□無　■有

法人番号は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。

イ　野生鳥獣資源利用実態調査票（ペットフード製造業者用）

（ア）製造業者の概要

ａ　法人番号

ｂ　野生鳥獣を原料としたペットフードの製造の有無

ｃ　廃業の有無

（イ）野生鳥獣の仕入状況等

ａ　鳥獣種別・仕入先別の仕入数量、又は鳥獣種別の仕入数量及び仕入先別数量割合

ｂ　鳥獣種別・仕入先別の仕入金額、又は鳥獣種別の仕入金額及び仕入先別金額割合

ｃ　野生鳥獣を原料としたペットフードの製品区分別販売金額及び販売数量

〔集計しない事項の有無〕　□無　■有

・　法人番号は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。

・　野生鳥獣を原料としたペットフードの製造の有無は、調査対象期間における調査対象を特定するために用いるものであり、集計は行わない。

・　廃業の有無は、翌年度調査の母集団整備に用いるものであり、集計は行わない。

（２）基準となる期日又は期間

ア　野生鳥獣資源利用実態調査票（食肉処理業者用）

（ア）金属探知機の有無は、調査実施年の３月31日時点

（イ）上記以外は、調査実施年の前年４月１日から３月31日までの１年間

ただし、上記期間で記入が困難な場合は、記入可能な上記期間の一部を含む直近１年間

イ　野生鳥獣資源利用実態調査票（ペットフード製造業者用）

調査実施年の前年４月１日から３月31日までの１年間

ただし、上記期間で記入が困難な場合は、記入可能な上記期間の一部を含む直近１年間

６　報告を求めるために用いる方法

（1）調査系統

農林水産省　－　民間事業者　－　報告者

（2）調査方法

■郵送調査　　■オンライン調査（■政府統計共同利用システム　□独自のシステム　■電子メール）

□調査員調査　□その他（　）

〔調査方法の概要〕

調査票の配布

農林水産省から調査事務を受託した民間事業者が、報告者に対して郵送により調査票及びオンライン調査回答用のID・PWを配布する。

調査票の取集

報告者は、郵送された調査票に記入し民間事業者に郵送で回答、若しくは政府統計オンライン調査システムを利用して回答する。

なお、上記のほか、報告者が希望すれば電子メールによる自計調査の方法（報告者に民間事業者の専用メールアドレスの通知とパスワードを設定した入力フォーマットを提供し、当該フォーマットで専用メールアドレス宛に提出）も可能とする。

7　報告を求める期間

（1）調査の周期

□１回限り　□毎月　□四半期　■１年　□２年　□３年　□５年　□不定期　□その他（　　）

（１年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：　　年）

（2）調査の実施期間又は調査票の提出期限

ア　野生鳥獣資源利用実態調査票（食肉処理業者用）

毎年５月中旬～６月中旬

イ　野生鳥獣資源利用実態調査票（ペットフード製造業者用）

毎年10月下旬～11月下旬

8　集計事項

（1）野生鳥獣資源利用実態調査票（食肉処理業者用）

別添１のとおり。

なお、本調査は、全数調査であるが、有効回答率が100％にならない場合は、別添２の推定方法により補完して集計を実施。

（2）野生鳥獣資源利用実態調査票（ペットフード製造業者用）

別添３のとおり。

なお、本調査は、全数調査であるが、有効回答率が100％にならない場合は、別添４の推定方法により補完して集計を実施。

9　調査結果の公表の方法及び期日

（1）公表・非公表の別（■全部公表　□一部非公表　□全部非公表）

（2）公表の方法（■e-Stat　□インターネット（e-Stat以外）　□印刷物　□閲覧）

（3）公表の期日

ア　野生鳥獣資源利用実態調査票（食肉処理業者用）

概要を調査実施年の９月下旬までに、詳細を調査実施年の12月下旬までに公表する。

イ　野生鳥獣資源利用実態調査票（ペットフード製造業者用）

調査実施年の翌年３月下旬までに公表する。

10　使用する統計基準等

□使用する→□日本標準産業分類　□日本標準職業分類　□その他（　　）

■使用しない

本調査は、食肉処理施設のうち、野生鳥獣の食肉処理を行っている施設及びペットフード製造業者のうち、野生鳥獣を取り扱う事業者を調査対象とした調査であり、調査対象の範囲の画定及び集計結果の表示に統計基準を用いる余地がないことから、いずれの統計基準も使用しない。

11　調査票情報の保存期間及び保存責任者

	保存期間	保存責任者
記入済み調査票	調査実施年の翌年４月１日から起算して３年	農林水産省大臣官房統計部長
調査票の内容を記録した電磁的記録	永年	農林水産省大臣官房統計部長

別添１

集計事項（野生鳥獣資源利用実態調査票（食肉処理業者用））

集計事項	集計地域	
	全国	都道府県
1　食肉処理業の許可を有する野生鳥獣処理施設の概要		
(1) 年間処理能力の総頭数、金属探知機の有無別の施設数	●	●
(2) 食肉処理施設の経営状況		
(3) 食肉処理施設の休業数		
2　食肉処理を実施した施設の稼働状況		
(1) 年間稼働日数規模別施設数	●	●
(2) 年間従事者数及び専従者数規模別施設数		
(3) 鳥獣種別（その他鳥獣を除く。）の１頭当たりの仕入金額		
(4) 解体実績		
ア　鳥獣種別の解体総頭・羽数	●	●
イ　イノシシの解体頭数規模別の施設数		
ウ　シカの解体頭数規模別の施設数		
エ　その他鳥獣を解体した鳥獣種別施設数		
オ　鳥獣種別（その他鳥獣を除く。）の搬入時の総体重、１頭当たりの体重		
(5) 捕獲方法		
ア　鳥獣種別捕獲方法別の解体総頭・羽数		
イ　鳥獣種別捕獲方法割合		
3　廃棄物処理量、廃棄物処理経費	●	●
4　食肉処理施設の販売実績等		
(1) 食肉及び食肉以外の販売がある食肉処理施設数	●	●
(2) 食肉処理施設が販売した食肉及び食肉以外の販売総金額		
(3) 食肉処理施設が販売した食肉及び食肉以外の販売総数量等		
(4) 食肉処理施設が販売した食肉及び食肉以外の販売金額（１施設当たり）		
(5) 食肉処理施設が販売した食肉及び食肉以外の販売数量等（１施設当たり）		
(6) イノシシ		
ア　部位別等販売総金額	●	●
イ　部位別等販売総数量		
ウ　部位別等販売単価		
(7) シカ		
ア　部位別等販売総金額	●	●
イ　部位別等販売総数量		
ウ　部位別等販売単価		
(8) その他鳥獣		
ア　鳥獣種別販売総金額	●	●
イ　鳥獣種別販売総数量		
ウ　鳥獣種別販売単価		
(9) 食肉処理施設が販売した食肉の販売先		
ア　イノシシの販売先別の販売総数量、販売先割合	●	●
イ　シカの販売先別の販売総数量、販売先割合		
ウ　その他鳥獣の販売先別の販売総数量、販売先割合		
(10) 鳥獣種別の食肉用の解体処理の請負金額、解体処理の請負数量		
(11) 鳥獣種別の自家消費仕向け食肉数量		
5　イノシシ、シカの解体頭数（捕獲した都道府県ごと）	●	●

別添２

推定方法（野生鳥獣資源利用実態調査票（食肉処理業者用））

１　調査対象期間に休業した調査対象施設を含めた集計（別添１「集計事項」の１）
各項目とも、調査結果の積み上げにより算出。

２　調査対象期間に休業した調査対象施設を除いた集計（別添１「集計事項」の２～５）
本調査は、全ての施設を対象として調査を実施するが、有効回答が得られなかった調査対象施設については、有効回答が得られた施設を標本施設として、標本施設の調査値を基に、以下の推定方法により補完して集計。

（１）調査対象施設のうち有効回答が得られたものについて、調査結果の解体頭・羽数の値により都道府県ごとに７階層に区分。

（２）有効回答が得られなかった場合については、別途聞き取り等により把握した調査対象期間における解体頭・羽数の実績等の情報に基づき、（１）と同様の階層に区分。
また、聞き取り等により把握ができなかった場合は、過去の調査結果の実績に基づき階層に区分。
なお、新たに出現した施設で聞き取り等により把握ができない場合及び過去の調査結果を利用できない場合は、該当都道府県の施設階層区分の構成割合が、全国の同割合に近似するよう階層に区分。

（３）都道府県別階層区分ごとの調査対象施設数及び有効回答施設数（調査対象期間中、休業していた食肉処理施設は含めない。）を用いて、都道府県別階層区分ごとの有効回答率を算出。

（４）都道府県別の総計の推定値は、階層ごとに有効回答の得られた調査値にその階層の有効回答率の逆数を乗じた値を合計することにより、次の式を用いて算出。

〈推定値の計算式〉

$$T = \sum_{i=1}^{L} \frac{Ni}{ni} \sum_{j=1}^{ni} xij$$

T　　：x の総計の推定値
i　　：都道府県別解体頭・羽数規模階層（以下「階層区分」という。）を

表す添字
ｊ　　：標本施設を表す添字
Ｌ　　：階層区分の数
Ｎｉ　：ｉ階層区分の母集団の大きさ（調査対象施設数）
ｎｉ　：調査結果が得られたｉ階層区分の標本数（有効回答数）
ｘｉｊ　：調査結果が得られたｉ階層区分のｊ番目の標本施設のｘの調査値

なお、都道府県別解体頭・羽数規模階層に有効回答がない場合は、同一解体頭・羽数規模のその都道府県が存在する地方農政局の１施設当たりの加重平均値を当該階層の調査対象施設数に乗じて推定値とし、同一解体頭・羽数規模のその都道府県が存在する地方農政局に有効回答がない場合は、全国の１施設当たりの加重平均値を当該階層の調査対象施設数に乗じて推定値を算出。

（５）全国の総計の推定値は、都道府県別の総計の推定値を合計して算出。

（６）調査票の販売金額又は販売数量のいずれかに欠測値がある場合は、当該調査対象施設の前年度の販売単価を用いて補完。当該調査対象施設の前年度の調査値がない場合は、前年度の当該都道府県の販売単価を用いて補完。

別添３

集計事項（野生鳥獣資源利用実態調査票（ペットフード製造業者用））

集計事項	集計地域	
	全国	都道府県
ペットフード製造業者の仕入実績、販売実績等		
1　鳥獣種別仕入総数量	●	●
2　鳥獣種別仕入先別仕入総数量、仕入数量割合		
3　鳥獣種別仕入総金額		
4　鳥獣種別仕入先別仕入総金額、仕入金額割合		
5　製品区分別ペットフード販売総金額、販売金額割合		
6　製品区分別ペットフード販売総数量、販売数量割合		
7　製品区分別ペットフード販売単価		

別添４

推定方法（野生鳥獣資源利用実態調査票（ペットフード製造業者用））

本調査は、野生鳥獣を利用してペットフードの製造を行っていること（野生鳥獣を利用してペットフードの製造を行う意向を含む。）が把握できた事業者（食肉処理業の許可を有するものは除く。以下「調査対象事業者」という。）の全てを対象として調査を実施するが、有効回答が得られなかった調査対象業者については、有効回答が得られた調査対象事業者を標本事業者として、標本事業者の調査値を基に、以下の推定方法により補完して集計。

（１）調査対象事業者のうち有効回答が得られたものについて、調査結果の仕入数量の値により都道府県ごとに階層別に区分。

（２）有効回答が得られなかった場合については、別途聞き取り等により把握した調査対象期間における仕入数量の実績等の情報に基づき、（１）と同様の階層に区分。
なお、聞き取り等により把握ができない場合は、該当都道府県の事業者階層区分の構成割合が、全国の同割合に近似するよう階層別に区分。

（３）都道府県別階層区分ごとの調査対象事業者数及び有効回答数（調査対象期間中、休業していた業者は含めない。）を用いて、都道府県別階層区分ごとの有効回答率を算出。

（４）都道府県別の総計の推定値は、階層ごとに有効回答の得られた調査値にその階層の有効回答率の逆数を乗じた値を合計することにより、次の式を用いて算出。

〈推定値の計算式〉

$$T = \sum_{i=1}^{L} \frac{Ni}{ni} \sum_{j=1}^{ni} xij$$

T　：x の総計の推定値
i　：都道府県別仕入数量規模階層（以下「階層区分」という。）を表す添字
j　：標本事業者を表す添字
L　：階層区分の数
Ni　：i 階層区分の母集団の大きさ（調査対象事業者数）
ni　：調査結果が得られた i 階層区分の標本数（有効回答数）
xij　：調査結果が得られた i 階層区分の j 番目の標本施設の x の調査値

なお、都道府県別仕入量規模階層に有効回答がない場合は、同一階層区分のその都道府県が存在する地方農政局の１施設当たりの加重平均値を当該階層の調査対象事業者数に乗じて推定値とし、同一階層区分のその都道府県が存在する地方農政局に有効回答がない場合は、全国の１施設当たりの加重平均値を当該階層区分の調査対象業者数に乗じて推定値を算出。

（５）全国の総計の推定値は、都道府県別の総計の推定値を合計して算出。